

(公財)北海道サッカー協会第3種委員会 旅費規程

- ・(公財)北海道サッカー協会主催の第3種に関わるすべての大会、実行委員会等開催において、審判員・ボランティア役員・MWO・MC(自チームの試合のために来場した指導者や帯同審判制を採用する大会における帯同審判員を除く)に支給する旅費は以下の通りとする(領収書但書はこのように記載する)。

【パターン1】

・1,000円	旅費(自家用車 50km以下)として	・10,000円	旅費(自家用車500km以下)として
・1,500円	旅費(自家用車 75km以下)として	・10,500円	旅費(自家用車525km以下)として
・2,000円	旅費(自家用車100km以下)として	・11,000円	旅費(自家用車550km以下)として
・2,500円	旅費(自家用車125km以下)として	・11,500円	旅費(自家用車575km以下)として
・3,000円	旅費(自家用車150km以下)として	・12,000円	旅費(自家用車600km以下)として
・3,500円	旅費(自家用車175km以下)として	・12,500円	旅費(自家用車625km以下)として
・4,000円	旅費(自家用車200km以下)として	・13,000円	旅費(自家用車650km以下)として
・4,500円	旅費(自家用車225km以下)として	・13,500円	旅費(自家用車675km以下)として
・5,000円	旅費(自家用車250km以下)として	・14,000円	旅費(自家用車700km以下)として
・5,500円	旅費(自家用車275km以下)として	・14,500円	旅費(自家用車725km以下)として
・6,000円	旅費(自家用車300km以下)として	・15,000円	旅費(自家用車750km以下)として
・6,500円	旅費(自家用車325km以下)として	・15,500円	旅費(自家用車775km以下)として
・7,000円	旅費(自家用車350km以下)として	・16,000円	旅費(自家用車800km以下)として
・7,500円	旅費(自家用車375km以下)として	・16,500円	旅費(自家用車825km以下)として
・8,000円	旅費(自家用車400km以下)として	・17,000円	旅費(自家用車850km以下)として
・8,500円	旅費(自家用車425km以下)として	・17,500円	旅費(自家用車875km以下)として
・9,000円	旅費(自家用車450km以下)として	・18,000円	旅費(自家用車900km以下)として
・9,500円	旅費(自家用車475km以下)として	・18,500円	旅費(自家用車900km以上)として

【パターン2】

- ・〇,〇〇〇円 旅費(自家用車 一律)として

- ・同一大会のなかで、2つのパターンが混在しないこと。いずれかのパターンで統一すること。

【パターン2】を採用した場合は、すべての支給対象者へ同一金額の支給とすること。

- ・北海道カブスリーグは【パターン1】とする。5ブロックカブスリーグは主管ブロック裁量とする。ブロックカブス決勝大会・地区カブス決勝大会は主管地区裁量とする。

- ・【パターン1】の場合、大会運営担当者や旅費支給担当者は、事前に支給対象者に自宅会場間の往復距離を確認し、額面・但書を記載した旅費領収書を準備しておくことが望ましい。有料道路料金は支給しない。

1,500円以上の支給対象者へ事前に確認することが難しい場合は、当日現地で自家用車での往路の走行距離を尋ねるか、またはマップファン等のWebサイトの、自宅と会場間との(片道の最短)距離を示すページの提示を求めること。そして、旅費領収書の枠外の余白に、「往復実測〇〇.〇km」と記入すること。

- ・【パターン2】の場合、主管ブロック・主管地区担当者は、おおよその支給対象者の平均距離から勘案し、【パターン1】を採用した場合の支給額を超えることのないように努めること。

- ・大会経費節減の観点から、遠方からの来場者を不必要に増やさないことにつとめること。実行委員会等もWeb会議で実施できるものはその開催につとめること。

- ・地区FA主催大会もこの2つのいずれかのパターンに拠ることを推奨する。

2023年2月23日制定

2025年4月 3日改定